



# 上海市事業者

## 独占禁止法

## コンプライアンス

## ガイドブック



上海市市場監督管理局



# 目次

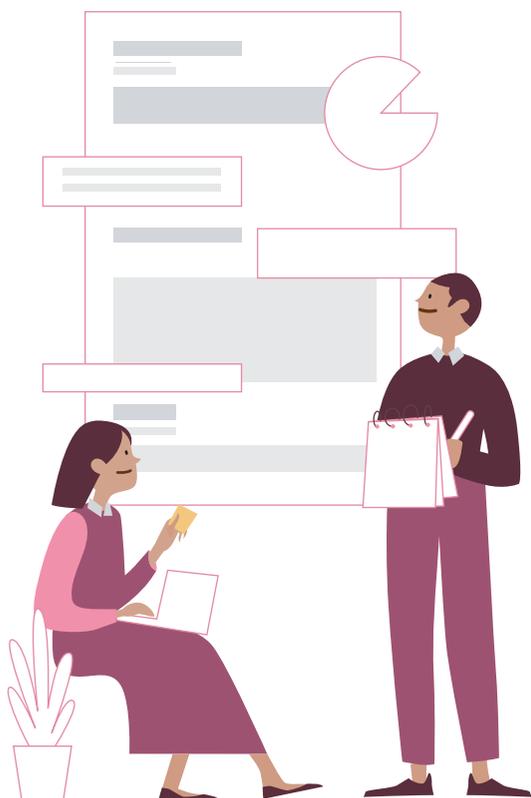
1	本ガイドブックについて	p1
2	『中華人民共和国独占禁止法』について	p2
3	法的責任	p3
4	コンプライアンスの進め方	p4
5	独占行為の識別と予防・制止	p6
6	独占禁止調査へのご協力の方法	p20
7	附則	p24

# 1

## 本ガイドブックについて

本ガイドブックは、当市事業者が競争分野における法令遵守管理を強化し、独占違法行為に対する認識とリスクへの防止・対応能力を向上させ、違法行為の法的リスクを有効に予防・低減し、適法経営の良好な印象をつくるよう指導・支援し、もって、事業者の市場活力と創造力を引き出すことを目的としています。

本ガイドブックはまた、市場競争文化の育成、ビジネス環境の最適化、競争政策の実施の強化、事業者の適法経営の促進、当市独占禁止執行機関による法執行の透明性の向上、公平・開放・公正競争の現代化市場システムの構築にも取り組みます。



本ガイドブックは規範性文書ではなく、掲載される内容はあくまでも一般論としてのガイドです ▼

- 法的またはその他専門的なアドバイスを提供するものではない
- いかなる司法管轄区の法的声明に該当しない

本ガイドブックは、発表日までに最新情報を提供するものであり、関連法令またはその他規範性文書によっては変化が生じるため、具体的な質問に関しては、当該分野の専門家へご相談ください。

本ガイドブックは業種協会の独占禁止コンプライアンスの参考にもなります。

# 2 中華人民共和国独占禁止法 について

**競争**はイノベーションを最大限に激励し、効率を向上させ、より低価格でより良いサービスと幅広い選択肢を提供することができる。効率と進歩を絶えず求めることは競争過程の終始を貫く。国内市場においてもグローバル市場においても競争の度合いが深まりつつあり、様々な規模の事業者は、生存と発展を求めるには、可能な限り効率の向上に取り組むべきで、その他反競争的手段をとるべきではない。

競争法体系は市場経済国家の基本的な法律制度であり、市場の公平な競争秩序を守り、経済効率性を高め、社会公共の利益と消費者の利益を守り、事業者間の共謀あるいは市場支配力の濫用を防止するため、国は『中華人民共和国独占禁止法』（以下『独占禁止法』という）を制定した。

このほか、『独占禁止法』の枠組みの下で『国務院による事業者集中の申告基準に関する規定』や『独占的協定の禁止に関する暫定規定』、『市場支配的地位の濫用行為の禁止に関する暫定規定』等の付属規定も制定されている。

『独占禁止法』と関連規定は遵守しなければならない。もし事業者が『独占禁止法』で定められた義務を履行せず、『独占禁止法』により禁じられた行為をした場合、適用除外のケースを除き、独占禁止法執行機関によって違法と認定される。その代償は違法所得を没収され、高額の過料が科され、処罰限度額は最高で前年度の総売上高の10%に達する。また、他の事業者や消費者から民事訴訟を提起される可能性もある。

# 3 法的責任

事業者が経営においてコンプライアンスを徹底せず、独占禁止法の法的リスクを有効に処理し対応し処分できなかった場合、いったん『独占禁止法』の関連規定に違反したら、相応の法的責任を負うことになる。

## 行政責任

独占的協定の締結或いは実施、市場支配的地位の濫用、違法に事業者集中を実施することなどの競争を排除・制限する行為に関しては、『独占禁止法』に基づいて明確に適用除外に該当する場合を除き、また調査を拒否・阻害する行為に関しても、独占禁止法執行機関によりその責任が追及される。

## 民事責任

事業者が独占行為を実施し、他人に損失をもたらした場合、法律に基づいてその民事責任を負う。

## 刑事責任

調査を拒否・阻害し、犯罪が成立した場合、法律によってその刑事責任を負う。

『独占禁止法』によれば、事業者に適用する行政処罰は主に以下のとおりである。

### 事業者が独占的協定を締結・実施し、市場支配的地位を濫用する場合

違法行為の停止を命じられ、違法所得を没収され、前年度の売上高（違法な売上高ではなく、企業の総売上高を指す）の1%以上10%以下の過料を科される。

業種協会が本業界の事業者を集めて独占的合意に達した場合、50万円以下の過料に処せられる可能性がある。

### 事業者集中を違法に実施する場合

50万円以下の過料に処せられるだけでなく、期限付きで株式や資産の処分、営業の譲渡を命じられ、またその他必要な措置を取って集中前の状態に戻すことが求められる可能性もある。

### 調査を拒否・阻害する場合

個人と組織はそれぞれ2万円以下、20万円以下の過料に処せられる可能性がある。

重大な違反の場合、個人と勤務先はそれぞれ2万元以上10万円以下、20万元以上100万円以下の過料に処せられる可能性がある。

# 4 コンプライアンスの進め方

事業者自身による独占禁止コンプライアンスの徹底を奨励し、事業者が実施する市場競争の促進、競争文化の育成に資する行為をすべて肯定する。

ただし、事業者全員に通用するコンプライアンス戦略は存在しない。我々は事業者が自らの業務性質、業務規模、財務状況、経営管理モデル及び主要なリスク要因に基づいて、自身に適したコンプライアンス戦略を制定して実施することを薦める。

実践によれば、比較的有益なコンプライアンス戦略として以下の方法が考えられる▼

- 事業者は 競争コンプライアンスシステムの構築を強化し、競争コンプライアンス政策を策定し、内部の管理機関が定期的に評価を行うか、その評価を外部の専門機関に依頼することが考えられる。

具体的には：

**報告メカニズム** 内部の意思決定層、管理層に報告し、リスク評価と対応措置を提出する。

**文化育成メカニズム** 誠実に信用を守り、コンプライアンス経営を行い、公平に競争するという価値観を実践し、従業員のコンプライアンス意識を高める。

**審査メカニズム** 重大な意思決定、重要な合意の内部審査、独占禁止法上のリスクに関しては、内部の法律顧問、弁護士或いは外部の専門機関に相談する。

**コンプライアンス相談メカニズム** 内部相談、外部の専門家或いは独占禁止法の執行機関に相談する。

**承諾メカニズム** 取締役、経営層、マネージャー、監事などが率先して書面にてコンプライアンスの個人承諾をする。

**リスク対応メカニズム** 適切にコントロールし、タイムリーに手直しし善処する。

**トレーニングメカニズム** 禁止事項と正しい対応方法を教えるために、従業員を対象に持続的かつ定期的な関連トレーニングを実施する。

販売、仕入れ、販売ネットワークマネジメント、業界内協会との連絡、業界内活動への参加、価格及びビジネス政策の策定など、ハイリスクな業務を担当する従業員を対象に、より詳細で踏み込んだ専門的トレーニングを設置する。

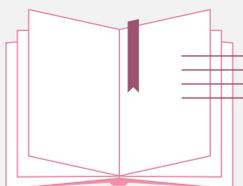
- 事業者は 独占禁止コンプライアンスの責任者を任命することが考えられる。

条件が整う場合、事業者は、競争分野の専門的な法務又はコンプライアンス主管職を設けて専門の従業員を採用することが考えられる。

規模の小さい事業者は「取締役、経営層、マネージャー、監事」からの適任者にかかる業務を専門的に担当させることが考えられる。

同時に、管理者、主管部門及びその具体的な仕事の職責を明確にし、統合的に調整し、法的リスクを防ぐ。

- 事業者は 適切な賞罰制度を定めてコンプライアンス政策の施行を確保することが考えられる。
- 事業者は 弁護士事務所と経済学分析機構の専門的な協力を求めることが考えられる。
- 事業者は コンプライアンスが持続的に実行されることを確保し、実行中に実行効果に応じて修正・整備を進めていく必要がある。



事業者は『独占禁止法』の遵守を確保するためのいかなる取り組みも有意義なものであるが、最も重要なのは『独占禁止法』が実際に守られていることである。コンプライアンスの効果は、独占禁止法上のリスクを有効に防げたかどうかで評価する必要がある。

形式主義的なコンプライアンスは、事業者による法的リスクの効率的な回避につながらない。いかなる有効なコンプライアンスは完備した管理制度のもとで築かなければならず、トップダウン手法で断固として実行することにより、有効なコンプライアンス文化を育成しなければならない。

# 5

## 独占行為の識別と予防・制止

『独占禁止法』によって  
禁じられている四つの  
違法行為 ▼

事業者の間での独占的  
協定の合意



事業者による市場支配的  
地位の濫用

P12 ▼

競争を排除・制限する効果  
を有し、又は有するおそれ  
がある事業者集中

P17 ▼

行政権力と関係のある競争  
排除・制限の行為

P19 ▼

独占的協定は、競争を排除・制限する合意・決定またはその他の協同行為である。

**合意** 事業者が明確な合意によって競争を制限する意思を表し、そしてその意思を行動に移すと決定したことを指し、この共通の意思は書面にて表現することもあり、口頭契約の形で表現することもある。

**決定** 団体の形で形成された事業者の集団の意思表示を指し、団体のメンバーの中で実行され、その性質・結果上ではメンバー間の合意に相当する。

**協同行為** 事業者が書面又は口頭による合意・決定を明確にしていなくてもかかわらず、実質的に調整し一致させる行為が存在することを指す。事業者は、合理的な解釈ができない一貫性のあるビジネス行動や、意思連絡あるいは情報交換など、暗黙的な調整行為によって競争制限の目的を狙う。

独占的協定は具体的に以下の二種類がある

競争関係にある事業者と独  
占的協定を締結・実施  
(水平型独占的協定)



取引相手と独占的協定を  
締結・実施  
(垂直型独占的協定)

> P10

いわゆる共謀、または談合であり、「ハードコアカルテル」とも呼ばれる。

世界各国が厳格に禁止し、最も厳しい処罰を科す行為であり、事業者が直面する最も主要な独占禁止法上のリスクでもある。

すべての事業者は独立で販売、仕入れ及び関連のビジネス行為の決定を行うべきである。

# 『独占禁止法』によって禁じられている四つの違法行為 01

## 事業者の間での独占的協定の合意

### 水平型独占的協定

事業者は他の事業者との以下の行為を避けるべきである：

#### 商品価格を固定・変更

価格水準や価格変動幅、価格変動区間を直接固定し、または変更すること、割引、手数料、リベート、信用貸付条項等その他の価格要因を約束すること、また、価格を算出するための標準式或いは協定に加盟する事業者の自主的な価格決定権を制限することを含む。

#### 商品の生産量や販売量を制限

生産量を制限・固定し、生産を停止するなどの方法で商品の生産量を制限すること、特定の品種、型番の商品の生産量を制限すること、商品の投入量を制限するなどの方法で商品の販売量を制限すること、特定の品種、型番の商品の販売量を制限することを含む。

#### 販売市場や原材料の仕入れ市場を分割

商品の販売地域、市場シェア、販売対象、売上高、販売利益または商品の種類、数量、時間を分割すること、原料、半製品、部品、関連設備などの原材料の調達エリア、種類、数量、時間、サプライヤーを分割することを含む。

#### 新技術、新設備の購入を制限或いは新技術、新商品の開発を制限

新技術、新工芸の購入、利用を制限すること、新設備、新製品の購入、賃貸、使用を制限すること、或いは新技術の投資、研究開発を制限すること、新技術、新工芸、新設備、新製品の使用を拒否することを含む。

#### 共同ボイコット

新技術、新工芸の購入、利用を制限すること、新設備、新製品の購入、賃貸、使用を制限すること、或いは新技術の投資、研究開発を制限すること、新技術、新工芸、新設備、新製品の使用を拒否することを含む。

#### 入札談合

落札者の指定、入札募集の放棄、入札書の取り消し、高価または不合理な条項を含む入札書の提出により、所期の落札者を支援する。

## 機微情報を交換

機微情報とは事業者とその競争者との間で競争者間の協調的な生産行為をもたらす可能性のある情報である。ただし、開示された情報や公開ルートを通じて得られる情報を除く。

一般的に言えば、独占禁止法上のリスクのある機微情報は以下を含む。

- 価格（実勢価格、価格表、表示価格を含む）
- 割引と割引政策
- 入札申請案・募集案又は策略
- クライアント（実際または潜在的なクライアントの身分や分類を含む）
- 市場エリア（商品を販売 / 販売しない、サービスを提供 / 提供しない実際のエリア、又は計画エリア）
- サプライヤー（実際または潜在的なベンダー、サプライヤー分類を含む）
- 販売条項或いは条件
- クライアントとの交渉政策・策略
- 収益、利益、又は利益率
- 市場シェア
- 販売、マーケティング、広告、或いは販売促進の策略やコスト
- 市場、需給、価格動向などのデータ又は観点（市場価格が低すぎるか否か、価格がどのような水準にあるべきか、如何により安定的かつ高い価格を獲得するかなどを含むが、それに限らない。）
- 業務拡大 / 縮小計画
- 研究開発プロジェクト、策略又はコスト
- 生産能力、生産量又はコスト
- 生産・販売の数量、在庫等、有効な競争を低減するために利用できるいかなる情報

また、業種協会の事業者間で合意・実施された独占的協定への参加や支持を避けるべきである。具体的には、自主規制、定款等で定められた競争を排除・制限するための規則、規定、提案や、決議という形で価格の統一、数量の制限、市場の区分、取引のボイコット・拒否などが含まれている。

また、事業者は独占行為への参加を求められる場合もある。

事業者はビジネスのやりとりや業界内会議への参加など、競争相手との接触は避けられない。他の事業者が『独占禁止法』違反の疑いのあるセンシティブな話題を言い出した場合、直ちに参加拒否を表明し、即時席を外すことを薦める。

また、参加拒否や退席の関連証拠・記録を残し、もし他の事業者が最終的に合意し独占行為を実施した場合、事業者自身が独占行為に関与していないことを証明することができる。

## 『独占禁止法』によって禁じられている四つの違法行為 01

# 事業者の間での独占的協定の合意

## 水平型独占的協定

### 説明事例

ある会社の業務マネージャーは長年、業界内の主要な7つの競争相手と緊密な関係を保ち、お互いにオフィスを訪問したり、会食したり、ゴルフをしたりするなどの活動を続けてきた。この過程で、その業務マネージャーは、7社の競争相手の業務マネージャーとの間で、お互い既存の市場シェアを尊重する約束をし、またその合意に基づいて各具体的な業務の入札募集や入札の過程において、見積価格を約束しお互いに協力し合い、初期の落札者が予定していた落札価格で落札することを保障する。

あるゴールドアクセサリー協会はいくつかの貴金属店を集めて会長会議を開き、ゴールド・プラチナアクセサリーの価格の自制細則を制定することを協議し、ゴールド・プラチナアクセサリーの小売価格の計算方法、計算式と定価変動幅を約束した。会議に参加した貴金属店はこれによって規定の変動範囲内で会社のゴールド・プラチナアクセサリーの小売価格を定め、ゴールド・ラチナアクセサリーの価格を操作し、他の事業者と消費者の合法的な権益を損害した。

同協会は関連貴金属店による独占的協定の合意と実施において主導的な役割を果たし重大な罪を犯し、社会的影響も大きいため、独占禁止法執行機関に50万円の過料を科された。各関連貴金属店は、調査前に自主的に違法行為を停止し、調査に協力し積極的に改心したため、それぞれ前年度の関連売上高1%の過料に処せられた。

ある省のセメント業界内協会は全省のセメント生産企業を集め「生産量の制限による価格保証」を発動し、各企業が生産停止時間、毎月の生産量の上限などの内容について合意し、そして協議内容の実現を保障するために相互監督検査を約束した。

ある省の保険業界内協会は23の省級財産の保険会社を集め、会議を通じて協議し、新車保険の割引係数を約束し、市場シェアに基づいて統一した商用車保険の代理手数料を定めた。

## 『独占禁止法』によって禁じられている四つの違法行為 01

# 事業者の間での独占的協定の合意

## 垂直型独占的協定

事業者は、取引相手と協定を締結し、又は決定する際には、相手の自己経営権、特に価格決定権を制限してはならない。

再販売価格維持行為 (RPM) は、世界各国の競争法によって禁止、または制限されている。もし事業者が自分の再販売価格維持行為が競争に損害を与えず、消費者に利益をもたらすことを証明できない場合、独占禁止法の執行部門はその事業者が独占行為に従事したと認定する。



再販売価格維持行為は以下の二つのパターンがある ▼

第三者向けの商品再販売価格を固定

第三者向けの商品最低再販売価格を限定

★ ここでいう価格は、価格変動幅と区間、利益率、計算式、割引、手数料、リベート、信用貸付条項などその他の価格要素が含まれている。

また、非価格の縦方向の制限行為も独占禁止法上のリスクが存在している。例えば ▼

排他的販売 (独占販売)

即ちベンダーが、ある商品を再販売する目的で、ある市場またはその市場のある地域で相手のみに商品を提供することを約束する。このモデルは、生産メーカーと卸売業者、生産メーカーと小売業者、卸売業者と小売業者の間で起こりうる。

排他的購入 (独占購入)

即ち、販売業者がベンダーに対し、ベンダー或いはベンダーが指定した第三者を除いて、他のいかなるベンダーからも契約製品を購入してはならないことを約束する。

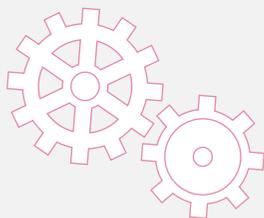
ディーラーが受動販売と交差供給について地域制限または顧客制限を実施することを制限する

ここでいう受動販売とは、ディーラーが顧客の自発的な要求に応じて商品を販売することを意味する。交差供給とは、同じ上流事業者のディーラー間で商品を販売することを意味する。地域制限とは、ディーラーが特定地域でしか商品を販売できないこと、または特定地域で商品を販売してはならないことを制限する意味である。顧客制限とは、ディーラーが特定顧客にしか商品を販売できないこと、または特定顧客に商品を販売してはならないことを制限する意味である。

## 説明事例

ある自動車メーカーが全国各地でディーラーに授権することで商品の販売を実現している。同社は、エリアマネージャーを設置して各ディーラーを管理し、各ディーラーの再販売商品の最低価格を定め、また、アフターサービスの提供時、ディーラーの従業員の時給について提案価格を提示している。価格政策の実現を保障するため、同社は各ディーラーの販売エリアも分けており、地域横断的販売を厳禁している。

ある会社はディーラーと取次販売契約を締結し、販売促進キャンペーンを実施する際、ディーラーが同社の承諾を得なければならず、また、販売促進価格が同社の定めた希望小売価格を下回ることが禁止されている。ディーラーがその約束に違反した場合、商品供給を制限・停止され、さらに販売権を停止されることになる。

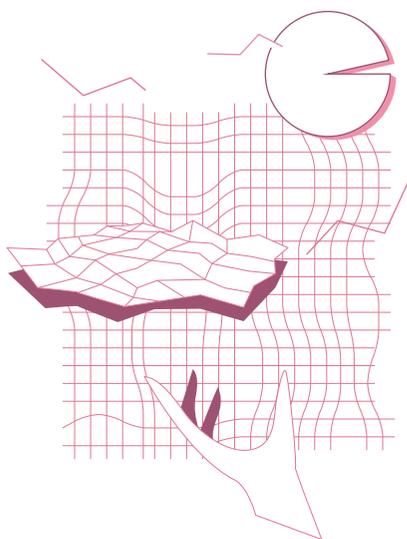


また、事業者は市場における独占的協定に関わる新たな問題にも注目し、重要視すべきである。例えば、競争関係にある企業は、1つの仲介者となるプラットフォームを通じて意思連絡（垂直型合意）をし、最終的に水平の独占という目的を達成すること。

ネットワークプラットフォームの事業者は、組織または協調プラットフォーム内の事業者を組織または協調し、本ガイドブックに禁じられている独占合意をしてはならない。

## 『独占禁止法』によって禁じられている四つの違法行為 02 事業者による市場支配的地位の濫用

市場支配的地位は事業者の市場力に対する記述である。詳しく言えば ▼



事業者が関連市場において、商品価格、数量その他の取引条件（商品の品目、商品の品質、支払条件、納品方法、アフターサービス、取引選択、技術制約等）をコントロールできるぐらいの市場地位を有する。

他の事業者が関連市場への参入を妨げ、影響を与えることができるぐらいの市場地位を有する。

（他の事業者の関連市場への参入の排除、他の事業者の関連市場への合理的な時間内の参入を遅らせること、当該関連市場に他の事業者が参入できるにもかかわらず、参入コストが大幅に引き上げられたため、既存事業者とは効率的な競争を行うことができない場合等を含む）

事業者が市場支配的地位を有すること自体は違法ではない。『独占禁止法』は、事業者が合法的な経営を通じての市場支配的地位の獲得に反対しないし、一定の市場力を持つ事業者がより良い技術とより高い効率でより大きな成功を収めることにも反対しない。

一般的に、事業者の市場支配的地位の認定は、関連市場と関連要因を考慮しながら総合的に評価する必要がある。主に次の要素が考えられる。 ▼

事業者の関連市場におけるシェア及び関連市場の競争状況

事業者が販売市場又は原材料調達市場をコントロールする力

事業者の経済力と技術条件

他の事業者の取引際の当該企業への依存度

他の事業者の関連市場参入の難易度等

## 事業者による市場支配的地位の濫用

『独占禁止法』によると、次のいずれかに該当する場合、当該事業者が市場支配的地位を有すると推定される。(その反対を証明できる証拠がある場合を除く)

1/2

独自で  
関連市場の  
1/2の市場シェアを持つ

2/3

関連市場における別の事業者  
との市場シェアの合計は全体  
の2/3に達し、しかもいずれも  
全体の1/10を下回らない

3/4

関連市場における別の2つの  
事業者との市場シェアの  
合計は全体の3/4に達し、  
しかもいずれも全体の1/10  
を下回らない

市場支配的地位を持つ事業者による競争を排除し、制限する結果をもたらす一部の行為を市場支配的地位の濫用と認定する。▼

### 最も典型的な市場支配的地位濫用の主要行動パターンと説明事例

不公平な高価格で販売したり、不公平な低価格で商品を仕入れたりする

1、ある会社はモバイル通信の標準必須特許技術を持ち、特許市場において100%の市場シェアを占めている。モバイル通信機器の生産企業にライセンスを授与する際、この標準必須特許を他の非標準必須特許と強制的に抱き合わせている。また、授権契約において、向こうが自らの知的財産権を同社に対して無料で付与しなければならないことを要求している。その上、授権価格は海外の取引条件の同一の企業に対する価格より明らかに高い。

同社の上述した市場支配的地位の濫用行為は非常に悪質で持続時間も長いため、『独占禁止法』の関連規定により、同社は違法行為の停止を命じられ、また、前年度の国内売上高の8%にあたる過料を科され、合計60.88億円である。

正当な理由なくコストより  
低い値段で商品を販売する

2、2つの省にそれぞれ1つの薬品販売会社を設立した当事者方は、国内のある原料薬のすべてのメーカーと専売契約を結び、それぞれこの2社の名義で調印した。そして、方さんは300元/kgだった原料薬の値段を30,000元/kgに値上げした。

ある会社のある製品の生産と販売は国内市場で市場支配的地位を持っている。販売時には販売奨励金戦略を実行し、多めに注文してくれる部分は低価格を表示させている。実際、この部分こそ他の競争者が生き残るための空間である。同社のこの戦略によって、他の競争者はクライアントが同社からもらうリベートを補填する必要が出てくることから、注文の増加を図るために、大幅な値下げやコストアップをせざるをえなかった。

正当な理由なく取引相手との取引を拒絶する

ある薬品会社は別の薬品会社とフェノール原料薬の全国総代理契約を締結し、その後ある時間帯にその会社以外のいかなる顧客に対しても商品の供給を停止した。その間、国内の多くの同類生産企業や医薬会社が同社からこの原料薬を購入しようとしたが、いずれも断られた。

正当な理由なく取引相手が  
自分の会社或いは自分の  
指定した事業者としか取引  
できないよう制限する

ある市場支配的地位を持つインターネットプラットフォーム会社は、自社のプラットフォーム上で販売活動をする企業が他の同じサービス内容を持つプラットフォームで業務を展開してはいけないことを要求している。もし業者が従わない場合、データ制限、支払いの遅延、商品の取り下げ、店舗閉鎖などの措置をとっている。このような行為は結局、他のインターネットプラットフォーム事業者の競争を制限し、排除する結果となった。

## 『独占禁止法』によって禁じられている四つの違法行為 02

### 事業者による市場支配的地位の濫用

正当な理由なく商品やサービスの抱き合わせ販売をしたり、あるいは取引時にその他の不合理な取引条件を追加したりする

ある港湾会社は、船舶会社が当該港に寄港する際に同社の曳船サービスを優先的に購入しなければならないことを要求している。船舶会社が他社の曳船サービスを購入して入出港する場合、入港と出港の時間が遅延されてしまう。さらには入港を拒否されることもある。

正当な理由なく条件の同一の取引相手に対して取引価格などの取引条件において差別をつける

あるタバコ会社は巻きタバコの卸売業務を展開している。その中、ある貿易会社の傘下にある3つの巻きタバコの小売店に対する人気巻きタバコの供給量は、他のタバコ小売業者に対する供給量をはるかに超えている。すなわち、このタバコ会社は同類の取引カウンタートに対して仕入れ回数に関しても人気巻きタバコの供給量に関しても対応が異なるわけである。

国民経済の命と国家安全に関わる業種（給水、電力供給、ガス供給、電気通信、ケーブルテレビなどの公共企業を含む）及び法律に基づいて専業経営・販売を行う業界は、関連市場において市場支配的地位を有すると推定されやすく、独占禁止法上のリスクは比較的に高い。

法律に基づいて経営し、誠実に信用を守り、厳しく自粛し、一般公衆の監督を受けるべきである。特に注意しなければならないのは、限定取引の実施、不合理な取引条件の付加、差別待遇など、市場支配的地位を濫用し、消費者の利益を損害する行為を避けることである。

特に説明すべきは ▼

市場支配的地位を持つ事業者が行う上記のパターンに合致する行為の全てが必ずしも『独占禁止法』に違反するわけではない。一般的に、独占禁止法の執行部門が関連行為の違法性について判断する際は、合理的分析の原則に従い、行為の効果という観点から総合的に評価し、最終的に違法性認定の結論を出す。

事業者の行為が上記の典型的な濫用行為パターンの構成要件に合致し、同時に関連市場において支配的地位を有している場合、そのような行為の独占禁止法コンプライアンス問題に特に注意する必要がある。

## 事業者による市場支配的地位の濫用

事業者集中とは、事業者が合併し、または事業者が持分もしくは資産を取得することにより他の事業者に対する支配権を取得すること、或いは事業者が契約の締結などにより他の事業者に対する支配権を取得したり、他の事業者に決定的な影響を与えたりすることをいう。

事業者集中行為は関連市場において経済力が集中しすぎる結果を招く可能性があり、市場競争の損害に繋がる。

事業者が集中行為の実施を計画する場合、『**国務院による事業者集中の申告基準に関する規定**』に基づき、申告**基準**に達するかどうかを評価しなければならない。

達する場合、関連規定に従って事前に**国家市場監督管理総局独占禁止局**に事業者集中申告を行うべきで、未申告の者は集中を実施してはならない。違法に事業者集中を実施すると、経済的処罰だけでなく、集中前の状態への復帰が求められる可能性がある。

基準は以下の通りである

集中に参加するすべての事業者の前会計年度の**世界範囲の売上高**が合計 100 億元を超え、その中、少なくとも 2 つの事業者は前会計年度の**中国国内の売上高**が 4 億元を超える。

集中に参加するすべての事業者の前会計年度の**中国国内の売上高**は合計 20 億元を超え、その中、少なくとも 2 つの事業者は前会計年度の**中国国内の売上高**が 4 億元を超える。

### 説明事例

A 社と B 社は契約を結んで、某市に合併会社を設立した。合併企業の登録後、A 社は 51% の株を持ち、B 社は 49% の株を保有し、しかも両社の前年度の中国国内の売上高は申告基準に達したが、双方は実施前に**国務院の独占禁止法執行機関**に申告しなかった。

## 『独占禁止法』によって禁じられている四つの違法行為 03

# 競争効果を排除・制限するための事業者集中行為がある、或いその可能性がある

### 申告の流れ



#### 書類の提出

申告者は関連規定又は通知に従って申告書類、資料を独占禁止局に提出し、独占禁止局は『国家市場監督管理総局事業者集中資料受領書』を発行する。独占禁止局は申告書類、資料に不備があるかどうかをチェックする。



#### 書類の補正

書類に不備があった場合、独占禁止局は書面にて申告者に定められた期間内に書類を補正するよう通知する。期限内に書類や資料の補正をしなかった者は、未申告とする。



#### 立件通知

書類完備の申告は、独占禁止局が書面にて申告者に立件する旨を通知する。



#### 初期審査

独占禁止局は、受付日から三十日以内に予備審査を完了し、さらなる審査を実施するかどうかを決定し、申告者に書面にて通知する。

## 申告の流れ

5



### 更なる審査

さらなる審査が必要な場合には、独占禁止局は決定日から九十日以内に審査を完了し、事業者の集中を禁止するかどうかを決定し、申告者に書面にて通知する。

6



### 審査の延長

次のいずれかに該当する場合、六十日を超えない範囲で、更なる審査の延長期間を、独占禁止局が書面にて申告者に通知する。

- 審査期限の延長に事業者が同意する場合
- 事業者が提出した書類、資料に的確ではない部分があり、さらに調査して確かめる必要がある場合
- 申告後に、関連状況が大きく変化した場合

7



### 審査終了

事業者集中の独占禁止審査作業の終了後、独占禁止局が審査決定を書面にて申告者に通知し、事業者の集中を禁止する決定あるいは事業者集中に制限性条件を付加する決定を社会に公表する。

## 『独占禁止法』によって禁じられている四つの違法行為 04

# 行政権力と関係のある競争排除・制限の行為

もちろん、事業者自身が独占禁止法上のリスクを最大限に識別し防止すると同時に、『独占禁止法』に制止される、行政機関または法律法規により授権される公的事務を管理する職能のある組織が行政権力を濫用して競争を排除・制限する行為も知るべきである。なぜなら、事業者が当該組織の命令、要求又は手配により、『独占禁止法』で禁止されている行為を行う場合、それが免責事由とはならないからである。

そのため、このような状況がある場合、事業者は明確に拒否し、独占禁止法の執行部門に訴え通報しなければならない。具体的な行為は以下のとおりである ▼

組織又は個人に対し、その指定する事業者の提供する商品を取り扱い、購入し、使用するよう限定すること

事業者に『独占禁止法』によって禁止されている独占行為を強制させ、または何らかの形で強制させる

外部からの事業者の当地での投資や支店の設置を排斥し、または制限する

地域間の商品の自由な流通を妨げる

外部からの事業者が当地の入札募集に参加することを排斥し、または制限する

### 説明事例

ある省の行政機関はいかなる入札募集手続きを行わず、同省のあるインターネット印鑑科学技術会社と新型の偽造防止印鑑の安全管理情報システムの構築に関する契約を締結し、同社がソフトウェアの提供とアップグレードを統一的に担当し、区の全域にあるすべての刻印企業に材料とチップを供給することを約束した。その後、この行政機関はまた各所属行政機関に実施方案を通達し、この科学技術会社は全区の新型偽造防止印鑑システムの構築プロジェクトの落札先であり、ソフトウェアの開発を担当することを明確にし、各地に積極的な協力と支援を求め、それぞれが独自で勝手な動きをすることを禁止した。

# 6

## 独占禁止調査へのご協力の方法

### 独占禁止法の執行機関

#### 国家市場監督管理総局

##### 職責

『独占禁止法』の規定に基づき、  
独占禁止法の執行業務を統一的に担当する

企業の国外における独占禁止応訴業務を指導し、国務院独占禁止委員会の日常業務などを担当する（具体的な担当部門は独占禁止局）

法律に基づき事業者集中行為の審査と独占的協定、市場支配的地位の濫用と行政権力の濫用による競争の排除・制限行為などの独占禁止法執行業務を担当する

#### 上海市市場监督管理局

##### 職責

国家市場監督管理総局の授権を経て、本市の独占的協定、市場支配的地位の濫用、行政権力の濫用により競争を排除し、制限する行為の関連事件を担当し、独占禁止法を執行し、本機関の名義のもとで法律に基づき処理する。

本市の独占禁止法執行の政策制度、規則ガイドラインを作成し、その実施作業を手配する

授権により本市と指定地域における独占的協定、市場支配的地位の濫用と行政権力の濫用による競争の排除・制限行為などの独占禁止法執行業務と独占禁止法違反事件の審査を担当する。

法律に基づいて本市の事業者集中行為を監督し、調査を展開する

本市の企業の国外における独占禁止応訴業務の指導に協力する（具体的な担当部門は独占禁止と価格監督検査弁公室）

# 独占禁止調査への正しい協力方法

経営において独占の疑いが生じた場合、事業者には法律を誠実に守り、法的責任や社会的責任を積極的に履行し、適切に対応していただきたい。これこそが事業者にとって有益な対策である。

## STEP 1

### 自主的に報告する

独占的協定に関与した事業者は、その行為が発見される前に、自主的に法執行機関にその行為を報告し、そうすることで関連処罰の一部又は全部を免除できる。他の独占行為のある事業者は、直ちに関連違法行為を停止する。

すでに損害をもたらした場合は、積極的に関連の結果と影響を軽減すべきである。こうすることで、事業者は、『行政処分法』第二十七条の規定により軽い処罰を受けたり刑を軽減されたりすることになる。

## STEP 2

### 積極的に調査に協力する

事業者は従業員全員に独占禁止法執行部門の調査は法律によりどのような授權があるかを理解させ、法律執行部門がこれらの権力を行使する際、いかなる拒絶、阻害行為を行わないよう教えるべきである。主に以下の行為がある。

- 法執行者の営業所（またはオフィス）への立ち入りを拒み、妨げ、或いは遅延させること
- 質問への回答を拒絶すること
- 証拠の隠匿、隠滅、移転
- 法執行者に対する書類や資料の提供、又は法執行者による書類や資料の取得権限を拒否、遅延すること
- 誤った情報または虚偽の材料、情報を提供すること

法執行を拒否し、妨げることは事業者にいかなる利益ももたらすことができない。逆に、これらの行為が原因で法執行部門に『独占禁止法』第五十二条により処罰されることもある。中には、個人に対して2万元以上10万元以下の罰金、組織に対して20万元以上100万元以下の罰金を科すことがある。犯罪となる場合は、刑事責任も追及する。

# STEP 3

## 有益な対応

事業者は以下の有益な対応措置をとることができる。これにより軽い処罰や刑の軽減、経済的処罰の免除が可能である。

### リニエンシーを申請

独占禁止法違反の疑いのある行為に関しては、自主的に独占禁止法執行機関がまだ把握していない、調査の開始又は独占的協定の認定にとって重要な証拠（独占的協定に関与する事業者、関連商品の範囲、合意の内容及び方式、協定の具体的な実施等の状況を含む）を報告し、調査が終了するまで持続的に独占禁止法執行機関に協力することで、リニエンシー政策の適用を申請することができる。これは事業者が独占禁止法上のリスクに対応する重要な方法で、処罰を軽減、または免除できる。ただし、現在は独占的協定事件にしか適用されていない。

独占禁止法執行機関は、事業者が自主的に報告する順番、提供された証拠の重要度、独占的協定の達成や実施に関する状況に応じて、処罰を軽減または免除するか否かを決定する。

同一の独占行為において、一番目の申請者は過料を免除するか、八十パーセント以上の過料を軽減することができる。二番目の申請者は三十パーセントから五十パーセントまでの範囲で過料を軽減することができます。三番目の申請者は二十パーセントから三十パーセントの範囲で過料を軽減することができます。

### 承諾・調査中止申請を提出

独占禁止法違反の疑いのある行為に関しては、事業者は、独占禁止法執行機関が調査を進めている過程において、独占禁止法執行機関が違反行為を認定するための十分な証拠を把握する前に、独占禁止法執行機関が認めた期間内に、書面にて行為の影響を取り除くための具体的

## STEP 3

な措置をとることを承諾することにより、調査中止の申請書を提出することができる。

我々は、調査対象となる事業者の調査中止申請に基づき、行為の性質、持続時間、結果、社会的影響、承諾された措置、期待できる効果などの具体的な状況を考慮して、調査を中止するか否かを決定する。事業者が承諾を履行する場合、承諾の履行状況に対する監督を受けなければならない。承諾期間が終了した後、調査を終え、事業者に対する行政処罰を免除することができる。

事業者が承諾を履行する際、承諾の履行状況に対する監督を受けなければならない。承諾期間が終了した後、調査を終え、事業者に対する行政処罰を免除することができる。

なお、承諾制度は商品価格の固定や変更、商品の生産や販売量の制限、販売市場または原材料調達市場の分割といった独占的協定の疑いのある事件には適用されない。

### 説明事例

ある省の独占禁止法執行機関は法律に基づいてある会社の独占行為に対して立件調査を行う。事件の事実を明らかにするため、法律に基づき当事者に『調査通知』を送り、十営業日以内に積極的に調査に協力し、対象年度の関連協定、書類、会計帳簿、業務に関わる手紙・電報、電子データなどの資料を提供することを求めた。満期になっても、当事者はいかなる関連資料も提供しなかった。その後、同局は再び当事者に『期限付き調査通知』を届け、三営業日以内に要請に応じて調査に協力することを要求した。満期後、当事者は独占行為ではないことを表明する申し立て書を1部だけ送付し、規定に従って関連資料を提供しなかった。

同局は、当事者は独占禁止法執行機関に協力し法律に基づき職務を履行すべきで、独占禁止法執行機関の調査を拒否し、妨げてはならないと考えている。当事者の上記の行為は、『独占禁止法』の関連条項及び関連事件の調査処理手続の規定に違反し、関連資料の提供を拒否する行為があり、法により当事者に対して行政処罰を行い、直ちに改正を命じ、20万元の過料を科した。

# 7 附則

## 第一部 基本法

『中華人民共和国独占禁止法』 2008.8.1 より施行

## 第二部 事業者集中

『事業者集中審査に関する独占禁止法の運用指針』 2018.9.29 改正

『国務院による事業者集中の申告基準に関する規定』 2008.8.3 より施行

『事業者集中簡易事件の申告に関する指導意見』 2018.9.29 改正

『事業者集中事件申告名称の規範化に関する指導意見』 2018.9.29 改正

『事業者集中事件の申告書類・資料に関する指導意見』 2018.9.29 改正

## 第三部 独占的協定、市場支配的地位の濫用、知的財産権の濫用

『独占的協定の禁止に関する暫定規定』 2019.9.1 より施行

『市場支配的地位の濫用禁止に関する暫定規定』 2019.9.1 より施行

## 第四部分 行政独占

『行政権力の濫用による競争の排除・制限行為の禁止に関する暫定規定』 2019.9.1 より施行

## 第五部分 独占禁止ガイドライン

『国務院独占禁止委員会の関連市場の定義に関するガイドライン』 2009.5.24 発布

『中国(上海)自由貿易試験区中小企業独占的協定免除に関するガイドライン』 2017.10.25 より施行

## 第六部分 独占禁止訴訟

『最高人民法院による独占行為により生じた民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定』 2012.6.1 より施行

#### 国家市場監督管理総局

[http:// samr.gov.cn](http://samr.gov.cn)

 北京市西城区三里河東路8号 (郵便番号: 100820)

 010-88650000 (交換台)

#### 上海市市場監督管理局

[http:// scjgj.sh.gov.cn](http://scjgj.sh.gov.cn)

 上海市徐滙区肇嘉浜路 301 号 (郵便番号: 100820)

 021-64220000 (交換台)

より重要かつ専門的な情報については、プロの弁護士までご相談ください。  
事業者が政府に協力を求めることも歓迎致します。法律の範囲内でご協力させていただきます。